

高知県精神保健福祉士協会規約

第1章 名称および事務局

(名称)

第1条 本会は、高知県精神保健福祉士協会と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、事務局長の所属機関に置く。

第2章 目的と事業

(目的)

第3条 本会は、公益社団法人日本精神保健福祉士協会高知県支部と連携し、精神保健福祉に関する研究および技術の研鑽を行い、精神保健福祉士の資質の向上を図るとともに、本県における精神保健福祉の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 精神保健福祉を促進するための普及啓発などに関する事業
- (2) 精神保健福祉に関する研究、研鑽の推進
- (3) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、高知県に居住または勤務し、本会の目的に賛同する者とする。

- (1) 正会員 公益社団法人精神保健福祉士協会会員とする
- (2) 準会員 前号の規定によらず、精神保健福祉士国家資格所持者もしくはそれに準ずるものとする
- (3) 賛助会員 団体、個人を問わず、本会の目的に賛同する者

(入会)

第6条 本会の会員の入会は、所定の届け出により運営委員会で承認し、決定する。

(会員の退会及び資格の喪失)

第7条 会員の退会及び資格の喪失は、以下の場合による。

- (1) 退会届けが出され、運営委員会で承認されたとき
- (2) 死亡
- (3) 会費を3年以上滞納したとき

(除名)

第8条 会員が、この会の名誉を傷つけたり、この会の目的に反する行為があったときは、総会の決議を経て、これを除名することができる。

第4章 役員

(役員を選任)

第9条 役員は、正会員より選挙にて選出する。選挙の方法については別に定める。

(役員)

第10条 本会の役員は、社団法人日本精神保健福祉士協会高知県支部の役員が兼務し、次の役員をおく。

- (1) 運営委員 7名以上
- (2) 監事 2名
- 2 運営委員のうち、公益社団法人日本精神保健福祉士協会高知県支部長が本会の会長、副支部長が本会の副会長、事務局長が本会の事務局長を兼務する。

(役員の仕事)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 運営委員は、本会の業務を審議執行する。
- 4 事務局長は、本会の事務を総括する。
- 5 監事は、会務を監査する。

(役員の仕事)

第12条 役員の仕事は2年とする。ただし、再任を防げない。

- 2 補欠または増員により選任された役員の仕事は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期前各項の規定にかかわらず、後任者が選任されるまでの間、その職にとどまらなければならない。
- 4 役員は、任期中であっても本規約に規定する事項に抵触するときは、その手続きにより解任することができる。

第5章 会議

(会議)

第13条 会議は総会、運営委員会、役員会とする。

- (1) 総会は年1回以上開催する。
- (2) 総会は正会員の過半数の参加をもって成立する。参加は、総会への出席もしくは書面とする。なお、書面による参加は、議決の全権を会長に委任する。
- (3) 総会の決議は参加正会員の過半数をもって成立する。賛否同数の場合は議長の決するところによる。
- (4) 運営委員会、役員会は過半数をもって成立する。

(議決権)

第14条 総会及び臨時総会における議決権は、正会員が有する。

第6章 会 計

(会 計)

第15条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 この会の会計は、次のものから構成する。

(1) 会費

(2) 補助金、助成金、寄付金、その他の収入

(会 費)

第16条 本会の会費は次の通りとする。

(1) 入会金 2000円

(2) 年会費 3500円 (支部会員)

5000円 (非支部会員)

5000円 (個人賛助会員)

10000円 (団体賛助会員)

第7章 規約の変更

(規約の変更)

第17条 規約の変更は総会で参加正会員の2/3以上の賛成を持って成立する。

第8章 解 散

(解 散)

第18条 この会は総会において正会員総数の4分の3以上の同意がある場合に解散する。

2 この会を解散するときに存する残余資金は、総会の議決を経て、類似の目的を持つ他の団体に寄付するものとする。

第9章 補 足

(委 任)

第19条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な規程は、会長が総会を経て、別に定める。

附則 1 この規約は 平成18年 5月 14日から施行される。

2 この規約は 平成21年 4月 26日から施行される。

- 3 この規約は 平成24年 4月 1日から施行される。
- 4 第3章 第5条の(1) 会員について、平成24年3月31日以前に入会した者は平成26年3月31日まで旧規約に基づき会員と認める。
- 5 この規約は 平成26年 4月 1日から施行される。